

静岡県公立大学法人が保有する保有個人情報記録されている文書等の写しの交付等に要する費用等を定める規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 28 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、
令和 5 年 10 月 27 日

(写しの交付等に要する費用等)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 89 条第 7 項の手数料は、納めることを要しない。

2 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年静岡県条例第 52 号）第 6 条第 2 項の保有個人情報が記録されている文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の開示の実施に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

(納付の時期等)

第 2 条 前条第 2 項に規定する費用は、法第 87 条第 1 項に規定する保有個人情報の開示の際に現金により納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、現金によりあらかじめ納付するものとする。

(1) 郵送による写し（電磁的記録を記録媒体に複写したもの、用紙に出力したもの等を含む。次項において同じ。）の交付に要する費用（送付に要する費用を除く。）

(2) 本法人以外の者に次の処理を請け負わせる場合における当該請負額に相当する費用

ア 別表の 1 の項(2)及び(3)に規定する写しの作成

イ 別表の 2 の項(2)に規定する特別の処理

ウ 別表の 3 の項(2)に規定する特別の処理

エ 別表の 4 の項(4)に規定する特別の処理

3 第 1 項の規定にかかわらず、郵送による写しの送付に要する費用は、郵便切手によりあらかじめ納付するものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前にされた開示請求に基づく開示の実施に要する費用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 27 日から施行する。

別表（第2条関係）

文書等の種類	写しの交付等の方法	金額
1 文書又は図画	(1) 写しの交付（日本産業規格（以下「J I S」という。）A 4、B 4又はA 3の用紙を用いて行うものに限る。）	単色刷りの場合 1枚につき10円
		多色刷りの場合 1枚につき20円
	(2) 写しの交付（J I S A 4、B 4又はA 3以外の用紙を用いて行うものに限る。）	当該写しの交付に要する費用に相当する額
	(3) その他文書又は図画の性質に応じて写しを作成する場合における当該写しの交付	当該写しの交付に要する費用に相当する額
2 録音テープ	(1) 録音カセットテープ（J I S C 5568に適合するものに限る。）に複製したものの交付	当該複製したものの交付に要する費用に相当する額
	(2) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額
3 ビデオテープ	(1) ビデオカセットテープ（J I S C 5581に適合するものに限る。）に複製したものの交付	当該複製したものの交付に要する費用に相当する額
	(2) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額
4 電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。）	(1) 用紙（J I S A 4、B 4又はA 3の用紙に限る。）に出力したものの交付	単色刷りの場合 1枚につき10円
		多色刷りの場合 1枚につき20円
	(2) フレキシブルディスクカートリッジ（J I S X 6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複製したものの交付	当該複製したものの交付に要する費用に相当する額
	(3) 光ディスク（J I S X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	1枚につき50円
	(4) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額

備考 1の項(1)若しくは(2)又は4の項(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。